



鳥取県公報

平成18年 5月12日(金)
第 7 7 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (349) (東部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の廃止 (350) (") 2
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (351) (") 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (352) (西部総合事務所福祉保健局) 2
教委告示	定例教育委員会の招集 (6) (教育総務課) 3
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 3
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 4
	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 7
	一般競争入札の実施 (行政監察室) 7

告 示

鳥取県告示第349号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 5月12日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 研	境港市誠道町2083	いきいきデイはまなす	鳥取市浜坂222 - 1	通所介護	平成18年 4月25日
株式会社わかば 代表取締役 村松 豊	鳥取市湖山町東五丁目261	デイサービスセンターわかばの家大岩	岩美郡岩美町大字大谷312 - 1	"	平成18年 4月28日
久大建材株式会社 代表取締役 霜村 芳照	鳥取市叶110 - 1	久大建材株式会社 ライフケア事業部	鳥取市徳尾132 - 1	特定福祉用具販売	平成18年 5月 1日

鳥取県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月12日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 中嶋 昇	鳥取市市場二丁目 1	社会福祉法人鳥取福祉会 鳥取市桜ヶ丘訪問介護ステーション	鳥取市津ノ井256 - 2	訪問介護	平成18年3月31日
〃	〃	社会福祉法人鳥取福祉会 鳥取市東訪問介護ステーション	鳥取市滝山374 - 1	〃	〃
智頭町長 織田 洋	八頭郡智頭町大字 智頭2072 - 1	智頭町訪問看護ステーション	八頭郡智頭町大字 智頭1875	〃	〃

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月12日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
医療法人清水内科医院 理事長 清水雅彦	鳥取市吉方町一丁目 437	居宅事業所清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目 437	平成18年3月31日

鳥取県告示第352号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	よみ	米子市夜見町2423 - 4	共同生活援助	平成18年5月1日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第6号

定例教育委員会の会議を次のとおり召集した。

平成18年5月12日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成18年5月16日(火) 午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成19年度県立高等学校の学科改編等について
 - (2) その他

公 告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成18年5月12日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「施設警備業務」という。)
- 2 実施期日
 - (1) 平成18年6月26日(月)から同月29日(木)まで
 - (2) 時間 午前9時から午後4時50分まで。ただし、平成18年6月29日(木)については、午前9時から正午までとする。
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎 3階第7会議室
- 4 受講定員
30名
- 5 講習事項

警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者で、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 施設警備業務の警備員指導教育責任者として選任されている者
- (2) 施設警備業務の警備員指導教育責任者として選任予定の者

7 受講申込書の受付期間

平成18年5月29日（月）から同年6月2日（金）までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署

9 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、旧資格者証の写し1通を添付すること。

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、23,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857 - 23 - 0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

ノーツデータベース開発・改修等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政経営推進課 外

(4) 履行期間

平成18年6月16日から平成19年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(6)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

(3) 平成18年5月12日（金）から同年6月9日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成18年5月12日（金）から同年6月9日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 次の条件を満たす技術者を1名以上有するとともに、当該技術者を原則として週1回以上県の指定する場所に駐在させ、業務を行わせることができる者であること。

ア IBM社認定「ロータス認定技術者制度」資格のうち「ロータス認定スペシャリスト」以上の資格又は当該資格を有する者と同等程度の技能を有すること。

イ 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができること。

(ア) Microsoft Excel又はLotus 123

(イ) Microsoft Word又はジャストシステムー太郎

(ウ) インターネット閲覧用ソフトウェア

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年5月12日（金）から同月24日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://db.pref.tottori.jp/gyouseihp.nsf/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成18年5月12日（金）から同月24日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札
不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所
平成18年6月9日(金)午後2時
鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4(1)の場所に平成18年5月31日(水)午後2時まで提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額に194日をかけて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額に194日をかけて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成18年 4月 1日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 71,610,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 5月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 調達内容
 - 調達案件の名称及び数量
情報セキュリティ監査委託業務 一式
 - 仕様
入札説明書による。
 - 履行期間
契約日の翌日から平成18年10月31日まで
 - 履行場所
入札説明書による。
- 競争入札参加資格
この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。
 - 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 5月22日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成18年5月12日(金)から同年6月2日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 特定非営利活動法人日本システム監査人協会が認定する公認システム監査人又は財団法人日本情報処理開発協会が認定するISMS主任審査員若しくはISMS審査員の資格を有する者を2名以上本件委託業務に従事させることができること。

3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県行政監察監行政監察室 IT 検査・監査担当

電話 0857-26-7827

電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成18年5月12日(金)から同月24日(水)までの間にインターネットホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/gyouseikansatsu/IT/nyusatu20060512.html>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成18年5月12日(金)から同月24日(水)までの日(日曜日及び土曜日は除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年6月2日(金)午後2時

鳥取県庁第4会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を4の(1)の場所に平成18年5月24日(水)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

